

四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）で用いられる電磁的記録式投票機その他の用語の定義は、別に定めるもののほか、法令及び「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」によるものとする。

第1 基本的事項

1 事業名称

四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援業務委託

2 事業概要

四條畷市議会議員選挙において、電子投票を次のとおり行う。

（1） 電子投票を実施する行政区について

- ① 行政区名 : 四條畷市
- ② 投票区数 : 16 投票区（予定）
- ③ 開票区数 : 1 開票区（予定）
- ④ 選挙人名簿登録者数 : 45, 277 人（令和8年6月1日現在）

（2） 選挙日程について

四條畷市議会議員選挙は、以下の日程により執行される予定

- ① 告 示 日 : 令和9年4月18日（日）
- ② 期日前投票 : 令和9年4月19日（月）～令和9年4月24日（土）
- ③ 選 挙 期 日 : 令和9年4月25日（日）

※ ただし、上記日程は公告日時点での予定であるため、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（臨時特例法）により日程が変更する場合もある。

3 電子投票システムの内容について

- ① 電磁的記録式投票機は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」（平成13年法律第147号）第4条に規定されている電磁的記録式投票機の具備すべき条件を満たしていること。

- ② 電子投票システムについては、二次審査提出書類の提出期限(令和8年10月8日(木)午後4時)の時点で、総務省の「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱」に基づき実施される適合確認において、技術的条件が全て適合しているとの結果を受けていることを条件とする。
- ③ 電子投票システムの形態は、各端末に備え付けられた電磁的記録媒体に投票データを記録する媒体形態のもの(スタンドアローン型)とすること。

4 電子投票システムの委託内容等について

- ① 電子投票システムの調達レンタルとする(ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体を保護するケース(封印するシールを含む。)は購入による調達とする。)
- ② 本委託料は、以下の内容により構成する。
- ・電子投票システムのレンタル、運搬、検査、監査及び操作マニュアルの作成に係る費用並びに電子投票システムで使用するソフトウェアに係る費用
 - ・物品購入に係る費用
 - ・電子投票実施に伴う人的支援に係る費用
 - ・その他電子投票の公正、適正な執行に必要な経費

5 納入後の電子投票システムの検査・保管等について

- ① 四條畷市選挙管理委員会(以下「市選管」という。)事務局職員とともに、電子投票システムの動作確認を行うための検査実施計画を策定すること。
- ② 電子投票システムは、市選管が指定する日時及び場所において、市選管事務局職員とともに動作確認を行うこと。
- ③ 検査実施後は、検査結果証明書を作成し、市選管に提出すること。
- ④ 検査実施後に、電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合には、速やかに修理や交換を行い、再度検査を行うこと。この場合、市選管が指定する期限までに、検査結果報告書並びに不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を市選管に提出すること。
- ⑤ 令和9年5月14日(金)までは、全ての電子投票システムを市選管の管理下に置くこと。

6 電子投票システムの納入等について

- ① 電子投票システムは、市選管が指定する日に指定する場所に納入すること。なお、納入する場所は複数個所を指定する場合がある。
- ② 電子投票システムの投票所・開票所への搬入は、市選管が行う。
- ③ 電子投票システムの投票所・開票所からの撤去は、市選管が行う。

7 電子投票実施に係る人的支援について

- ① 市選管との連携を密にするため、全体を把握する統括責任者を中心に常に連絡が取れ、市選管からの問い合わせに迅速に対応できる人員を確保すること。
- ② 市選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用、操作方法等及び操作説明書等附属品の説明を行うこと。市選管事務局職員への電子投票システムの説明については、少なくとも1回は、市選管と日時及び場所を調整の上、オンラインでの説明ではなく、操作方法が熟知した人員（1名）が直接、市庁舎内に赴き、説明を行うこと。
- ③ 市選管が行う市民への啓発活動について、市選管からの求めに応じて電子投票システムの操作方法等について助言すること（啓発活動への立会いまでは求めない。）。
- ④ 市選管が各投票所に電子投票システムを搬入した後に、市選管が行う電子投票システムの起動及び動作確認業務を支援すること。
- ⑤ 開票・集計装置の起動及び動作確認業務を市選管の指示のもと支援すること。
- ⑥ 市選管が行う業務への助言及び支援をするに当たっては、電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応するよう支援すること。
- ⑦ 投開票日に投票所及び開票所で事務に従事する者の名前を、市選管が別に指定する日までに提出すること。
- ⑧ 契約締結後から期日前投票が開始する日までの間、納品された電子投票システムに不具合等が生じた場合、電話又はWEB会議による解決が困難な場合であって市選管が求める場合は、市選管執務室に人員を派遣し、直接支援を行うこと。

8 その他

- ① 四條畷市議会議員選挙が無投票になった場合には、告示日の翌日以降分の経費の減額について、市選管と協議のうえ別途変更契約を締結すること。
- ② 投開票日及び期日前投票期間において、電子投票システムが故障等の不具合により使用できず、その原因が受託事業者の責めによる場合は、当該システムのレンタルに係る経費について、市選管と協議のうえ別途変更契約を締結し、減額する。
- ③ 候補者の死亡等や事故により四條畷市議会議員選挙の投票又は開票の期日が延期となった場合や再投票となった場合には、市選管と協議のうえ別途変更契約を締結すること。ただし、電子投票システムの故障及びシステムの不具合等が原因で投票又は開票の期日の延期や再投票となった場合は、これに伴う経費は受託事業者の負担とする。
- ④ 選挙終了後、異議の申出があった場合の対応については、契約変更等も含め、必要に応じて市選管と協議の上、定めること。その備えとして、電子投票システム（ハードウェア、ソフトウェア）は、再集計又は再検査が行えるようにしておくこと。また、市選管からの求めに応じて、電子投票システム設計書等必要な書類の提示を行えるようにしておくこと。
- ⑤ 電子投票システムのハードウェア及びソフトウェアについて、法令及び「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」に照らして必要があると市選管が認める場合には、市選管と協議のうえ、指定する期限までに電子投票機器の改善に努めること。
- ⑥ その他本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市選管と協議のうえ定めること。
- ⑦ 経費の内訳を明らかにできる書類を市選管の求めに応じて提出すること。
- ⑧ 業務上知り得た事項については、契約終了後もこれを他に漏らさないこと。
- ⑨ 故意又は不注意により選挙事務従事者又は選挙人が電子投票を実施するために必要な機器等（レンタルするものに限る。）を破損させた場合は、市がその損害を補償する。

第2 電子投票システムの種類及び数量並びに人的支援の量

1 啓発関係

電子投票に係る啓発については、市選管が令和8年12月以降から令和9年3月中旬にかけて実施する予定である。

(1) レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		- 電子投票システムの運搬、配備場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。 - 使用するソフトウェアは、電子投票システムにインストール済とすること。 - 令和8年11月16日（月）までに納品するよう努めること。同日までに納品が困難な場合は、市選管と協議の上、啓発活動に支障を与えないよう速やかに納品すること。 - レンタル期間は、納品日から令和9年5月14日（金）までとする。 - 納品された端末は、市選管事務局用としても使用する。
電磁的記録式投票機 （当該機器を稼働させるために必要な機器を含む。）	5 台	- 市選管では、移動啓発（市選管が指定する時間及び場所で行う啓発）又は常時啓発（市内の公共施設等に電磁的記録式投票機を設置する啓発）のいずれかの実施を予定している。 - 常設啓発で使用する場合でも使用できるよう、盗難防止措置を講じること。 - 左記5台は、5か所に設置することを前提に、当該機器を稼働させるために必要な機器の数を積算すること。
封印容器（外容器） ※施錠できる鍵も含む。	正本用：2 個 （啓発用：1 個、予備用1 個） 副本用：2 個 （啓発用：1 個、予備用1 個）	啓発時の持ち運び時に使用するほか、研修時の見本としても使用する。
開票・集計装置一式 （開票・集計装置接続用機器等、開票・集計に必要な機器等も全て含めること。）	1 セット	開票・集計装置一式は、開票事務従事者の研修及び開票所での予備機として使用することを想定している。

（2）購入による調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		納品希望日 令和8年11月16日（月）までに納品できるよう努めること。同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、啓発活動に支障を与えないよう速やかに納品すること。
投票データを記録するための電磁的記録媒体（正本・副本）	正本：10 本 （啓発用：5 本 予備用：5 本） 副本：10 本 （啓発用：5 本 予備用：5 本）	- 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。 - 提案する電子投票システムの形態により必要な量が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量（正本・

		副本)を用意すること。
電磁的記録媒体の保護(封印)するケース(保護ケース)	正本用: 2個 (啓発用: 1個、予備用: 1個) 副本用: 2個 (啓発用: 1個、予備用: 1個)	1 提案する電子投票システムの形態により必要な量が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量(正本・副本)を用意すること。
封印シール	上記保護ケースを封印する必要な数量	1 保護ケースを確実に封印(接着)することができ、開票の執行まで剥がれるようなことがないものとする。 2 剥がした場合に開封跡がわかること。
候補者情報インストール用等記録媒体	2個	1 操作ログが、候補者データを記録する記録媒体とは別に保存されるものについては、その記録媒体は別に用意するものとする。 2 記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 3 候補者情報を記録媒体が要しない形態で電子投票システム及び開票システムにインストールすることが可能であれば、当該記録媒体は必要としない。ただし、その場合でも確実に電子投票システム及び開票システムに候補者情報を正確に登録できることを条件とする。
開票・集計装置の操作ログを記録するための電磁的記録媒体	1個	1 開票・集計装置を1台レンタルするため、1個を納品すること。

2 期日前投票所関係

本市では以下のとおり2か所で期日前投票所を設ける予定。

①四條畷市役所東別館2階 201会議室(以下「市役所東別館」という。)

②四條畷市立グリーンホール田原1階 なるなるホール(以下「グリーンホール田原」という。)

(1) レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 電子投票システムの運搬、配備場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。 2 使用するソフトウェアは電子投票システムにインストール済とすること。 3 令和9年2月1日(月)から同月12日(金)までに納品するよう努めること。同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、期日前投票に支障を与えな

		いように速やかに納品すること。 4 レンタル期間は、納品日から令和9年5月14日（金）までとする。
電磁的記録式投票機 （当該機器を稼働させるために必要な機器全て含めて納品すること。）	1 1 台 ①市役所東別館：6 台 （5 台＋予備機1 台） ②グリーンホール田原：5 台 （4 台＋予備機1 台）	1 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正しなければならないため、市選管と協議の上作成すること。 2 電子投票システムの形態が、別記（1）②に類する場合は、左記台数は入力装置の台数に読み替え、これら台数に応じて設置する電磁的記録式投票機も必要数納品すること。なお、台数の内訳は、左記①及び②のとおりであるので、それを前提に積算すること。 3 左記当該機器を稼働させるために必要な機器の数及び前記2 の場合の電磁的記録式投票機の台数は、左記①～②のとおり使用することを前提に積算すること。
封印容器（外容器）	4 個 ①市役所東別館：2 個 （正本：1 個 副本：1 個） ②グリーンホール田原：2 個 （正本：1 個 副本1 個）	1 施錠するための鍵を含むこと。 2 左記数量は、各投票所における電磁的記録媒体（正本・副本）の管理単位が1 投票所あたり正本用1 個、副本用1 個を想定した基準数量である。提案する電子投票システムの運用形態により、必要となる外容器の数量が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量を計上すること。

（2）購入による調達について

機器の種類	数量	特記事項
投票データを記録するための電磁的記録媒体（正本・副本）	正本：1 1 本 副本：1 1 本 （1）市役所東別館 ・正本6 本 ・副本6 本 （2）グリーンホール田原 ・正本5 本 ・副本5 本	1 納品希望日 令和9年2月1日（月）～同月12日（金）までに納品できるよう努めること。同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、期日前投票に支障を与えないよう速やかに納品すること。 2 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の電磁的記録媒体に保存されるものについては、その電磁的記録媒体も別に用意すること。 3 電子投票システムの形態によって異なるため、期日前投票用としてレンタルする電磁的記録式投票機（1 1 台）に必要な数量（正

		本及び副本)を納品すること。必要数量が異なる場合は、提案システムにおける必要最小限かつ十分な数量(正本及び副本)を計上すること。)
電磁的記録媒体の保護(封印)するケース(保護ケース)	正本用: 2個 副本用: 2個 (1) 市役所東別館 ・ 正本用: 1個 ・ 副本用: 1個 (2) グリーンホール田原 ・ 正本用: 1個 ・ 副本用: 1個	1 提案する電子投票システムの形態により必要な量が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量(正本・副本)を用意すること。
封印シール	上記保護ケースを封印するに必要数量	1 保護ケースを確実に封印(接着)することができ、開票の執行まで剥がれるようなことがないものとする。 2 剥がした場合に開封跡がわかること。
候補者情報インストール用等記録媒体	個数: 4個	1 操作ログが、候補者データを記録する記録媒体とは別に保存されるものについては、その記録媒体は別に用意するものとする。 2 記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 3 候補者情報を記録媒体が要しない形態で電子投票システム及び開票システムにインストールすることが可能であれば、当該記録媒体は必要としない。ただし、その場合でも確実に電子投票システム及び開票システムに候補者情報を正確に登録できることを条件とする。

3 投票日当日関係

(1) レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
(共通事項)		1 電子投票システムの運搬、配備場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。 2 使用するソフトウェアは電子投票システムにインストール済とすること。 3 令和9年2月1日(月)～12日(金)までに納品するよう努めること。同日までに納品が困難な場合は、市選管と協議の上、当日投票に支障を与えないように速やかに納品すること。 4 レンタル期間は、納品日から令和9年5月14日(金)までとする。

電磁的記録式投票機 (当該機器を稼働させるために必要な機器全て含めて納品すること。)	83台	1 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正しなければならないので、別途市選管と協議の上作成すること。 2 電子投票システムの形態が、別記(1)②に類する場合は、左記台数は入力装置の台数に読み替え、これら台数に応じて設置する電磁的記録式投票機も必要数納品すること。 3 左記機器を稼働させるために必要な機器の数及び前記2の場合の電磁的記録式投票機の台数は、別記(2)のとおり使用することを前提に積算すること。
封印容器(外容器)	32個 正本用:16個 副本用:16個	1 施錠するための鍵を含むこと。 2 左記数量は、各投票所における電磁的記録媒体(正本・副本)の管理単位が1投票所あたり正本用1個、副本用1個を想定した基準数量である。提案する電子投票システムの運用形態により、必要となる外容器の数量が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量を計上すること。
開票・集計装置一式 (開票・集計装置接続用機器等、開票・集計に必要な機器等も全て含めること。)	3セット	

(2) 購入による調達について

機器の種類	数量	特記事項
投票データを記録するための電磁的記録媒体(正本・副本)	正本:83本 副本:83本	1 納品希望日 令和9年2月1日(月)から同月12日(金)までに納品できるよう努めること。同日までの納品が難しい場合は、市選管と協議の上、当日投票に支障を与えないよう速やかに納品すること。 2 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。 3 電子投票システムの形態によって異なるため、当日投票用としてレンタルする電磁的記録式投票機(83台)に必要な数量(正本及び副本)を納品すること。必要数量が異なる場合は、提案システムにおける必要最小限かつ十分な数量(正本及び副本)を計上すること。
電磁的記録媒体の保護(封印)するケース(保護ケース)	正本用:16個 副本用:16個	1 提案する電子投票システムの形態により必要な量が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量(正本・副本)を用意すること。
封印シール	上記保護ケースを封印す	1 保護ケースを確実に接着でき、開票の執

	るために必要な数量	行まで剥がれないこと。 2 剥がした場合に開封跡がわかること。
--	-----------	------------------------------------

4 投開票事務に対する人的支援（期日前投票を含む。）

	支援項目	日数等	支援内容
共通事項			- 作業を行う日時及び場所については、市選管の指示に従うこと。 - 電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。 - 他の市区町村で実績がある場合は、四條畷市の実情を踏まえつつ、逐次市選管に情報提供すること。 - 契約締結後、市議会議員選挙における電子投票が円滑に行うことができるよう、定期的に（週1～2週間に1回を予定）に打ち合わせ（オンライン可）を実施すること。 納品した機器のトラブルなど、電話又はオンライン会議での調整や解決が困難な場合であって、市選管が求めた場合は、市選管執務室に出向き、直接対応すること。
市選管事務局職員向け研修	市選管事務局職員への電子投票システム（投票機器及び開票システム）の操作説明	時間：4時間 回数：1回（1日） （市選管が別途指示する1日） 方法：1名は市選管執務室に出向き、その他人員はオンライン会議での参加	- 市選管事務局職員に電子投票システムの管理、運用及び操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を行うこと。 - 説明を行う人員は、電子投票システムの取扱いに習熟した者としてすること。また、1名は市選管執務室に出向くとともに、技術的な質問にも対応できる人員がオン

			ライン会議により参加すること。 3 日時及び場所については、市選管と調整を行うこと。
事務従事者向け研修	職員研修支援	1名×2時間×3回／1日 (市選管が別途指示する1日)	1 事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用及び操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を市庁舎内で行うこと(オンライン不可)。 2 日時及び場所については、市選管と調整を行うこと。
立候補届出日 (4月18日(日))	候補者データの入力、電子投票システムへのインストール用記録媒体作成及び電子投票システムの設定作業に係る支援	(1) 人数 1名 (2) 時間 午後4時から作業が終了するまで	1 立候補届出日に市選管が行う候補者データの入力、電磁的記録式投票機へのインストール用記録媒体の作成及び電子投票システムの設定作業等の支援を行うこと。 また、期日前投票所用の電子投票システムへの設定等について、市選管が立候補届日以降、同システムを使用できるように支援すること。
期日前投票期間 (4月19日(月)～24日(土))	期日前投票期間中の支援	1 投票支援(2箇所) (1) 場所及び期間等 ①市役所東別館 (4月19日(月)～24日(土)) 1名×6日 ②グリーンホール田原 (4月23日(金)～24日(土)) 1名×2日 (2) 支援時間 各日午前8時から午後8時30分まで 2 候補者情報の登録支援 (当日投票で使用する電子投票システムへの候補者情報の登録作業に係る支援) (1) 場所及び期間等 市役所 1名×2日(期日前投票期間中に市選管が指定する2日)	1 市選管からの指示のもと、必要な支援を行うこと。 2 告示日の翌日以降、投票所で使用する電子投票システムへの候補者情報の登録等についても、市選管の指示のもと支援すること。

		(2) 支援時間 午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	
投票日前日	投票所の準備支援	1 第 4 及び第 6 除く投票所 (14 か所) (1) 日時 4 月 24 日 (土) 1 名 / 1 投票所 × 14 投票所 (2) 支援時間 午前 9 時 ~ 正午まで 2 第 4 及び第 6 投票所 (2 か所) (1) 日時 4 月 24 日 (土) 1 名 / 1 投票所 × 2 投票所 (2) 支援時間 午後 8 時から準備が終了するまで (午後 11 時頃を予定としている。)	1 各投票所において、前日準備の支援を行うこと。 2 第 4 投票所及び第 6 投票所については、前日は期日前投票を行っているため、期日前投票終了後から当日投票の準備を開始する。(午後 8 時以降)
投票日当日	投票支援	1 投票所 (16 箇所) (1) 日時 4 月 25 日 (日) 1 名 / 1 投票所 × 16 投票所 (2) 支援時間 午前 6 時から午後 8 時 30 分まで	1 投票日当日、投票所において電子投票システムの運用に係る支援を行うこと。 2 投票所閉鎖後、事務従事者が電子投票システムから電磁的記録媒体の抜き取り、封印し、封印容器 (外容器) に入れるまでの間の助言等の支援を行うこと。 3 投票時間中、投票所で支援する人員が対応できないようなトラブル等が生じた場合に備え、電話等よりリアルタイムで迅速に対応及び解決できる遠隔サポート体制を確保すること。
	開票・集計支援	1 開票所 (1 箇所) 2 名 × 1 日 2 支援時間 午後 8 時から開票終了まで	1 市選管が開票所を設営後に行う開票・集計装置の起動及び動作確認業務の支援を行うこと。 2 開票・集計装置の操作に係る支援を行うこと。

第3 必要書類等

1 電子投票システムとあわせて納入するもの

書類	数量	備考
ハードウェア仕様書	1部	電子投票システムのハードウェアの基本的な特性についての情報を開示すること。
ソフトウェア仕様書	1部	電子投票システムのソフトウェアの基本的な特性について情報を開示すること。
試験成績書	1部	電子投票システムに対して「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」において示された技術的条件について自己検査を実施した結果を証明するものであること（テスト結果等）。
検査実施計画案	1部	電子投票システムの納入後、市選管とともに、電子投票システムの動作確認を行うための検査実施計画の案であること。

2 市選管の確認を得た後納入するもの

書類	数量	備考
操作マニュアル (投開票所用)	1部	1 市選管事務局職員が電子投票システムの管理・運営及び操作方法を学習するものであること。 2 マニュアルは、原本を1部とデータを提出すること。

3 選挙前に提出するもの（提出期限は市選管が指示する。）

書類	数量	備考
検査結果証明書	1部	1 検査実施計画に基づき、市選管の電子投票システムの動作確認を実施、その結果を報告書として市選管に提出すること。 (検査実施後に電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合に提出する検査結果報告書並びに不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を含む。)

4 選挙後の異議の申出及び訴訟への対応

選挙後に異議の申出及び訴訟が起こった場合に備えて、電子投票システム（ハードウェア、ソフトウェア）は、必要に応じて再集計又は再検査が行えるようにしておくこと。また、電子投票システム設計書等必要な書類の提示が行えるようにしておくこと。

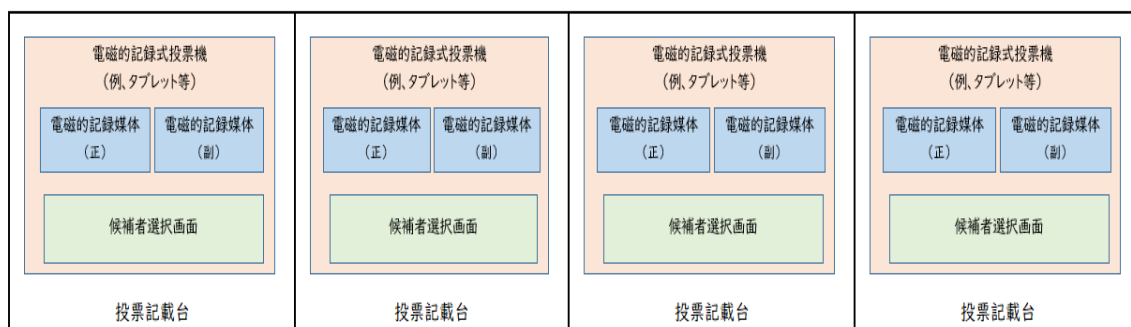
(別記)

(1) 電子投票システムの形態の例について

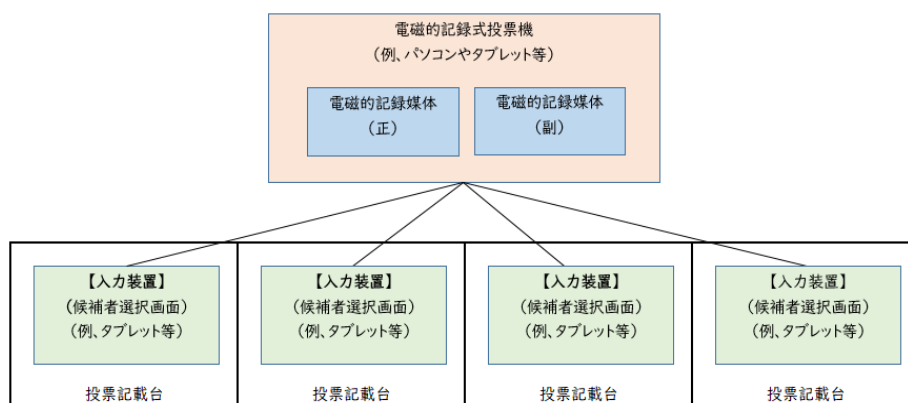
電子投票システムの形態は複数考えられることから、参考までに以下の例（①及び②）を示す。

ただし、本仕様書において求める電子投票システムの形態として限定するものではない。

①



②



(2) 投票区ごとの電磁的記録式投票機の設置数一覧表

期日前	投票所(予定)		選挙人名簿の登録数(人) (令和8年6月1日時点)	設置台数 (台)	予備機 (台)	設置台数(合計) (台)
	市役所東別館			5	1	6
	グリーンホール田原			4	1	5
	期日前投票(合計)		45,277	9	2	11
当日	投票所(予定)		選挙人名簿の登録数(人) (令和8年6月1日時点)	設置台数 (台)	予備機 (台)	設置台数(合計) (台)
	第1投票区	畑中公民館	2,715	4	1	5
	第2投票区	楠公町公民館	1,056	4	1	5
	第3投票区	部屋公民館	1,064	4	1	5
	第4投票区	市役所東別館	5,922	5	1	6
	第5投票区	岡山自治会忍ヶ丘会館	5,251	5	1	6
	第6投票区	グリーンホール田原	3,558	4	1	5
	第7投票区	雁屋公民館	2,566	4	1	5
	第8投票区	清滝公民館	3,129	4	1	5
	第9投票区	塚米公民館	1,695	4	1	5
	第10投票区	江瀬美公民館	2,434	4	1	5
	第11投票区	府営清滝集会所	777	4	1	5
	第12投票区	二丁通会館	2,184	4	1	5
	第13投票区	岡山自治会東別館	4,682	5	1	6
	第14投票区	岡部小学校	2,359	4	1	5
	第15投票区	教育文化センター	2,203	4	1	5
	第16投票区	北谷公園管理棟	3,682	4	1	5
	市選管予備及び啓発用		0	0	5	5
	当日投票＋市選管予備・啓発用(合計)		45,277	67	21	88
	期日前投票＋当日投票＋市選管予備・啓発用(合計)			76	23	99